

北アルプス広域連合介護老人保健施設移管先事業者選定に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

令和8年7月17日

応募法人 各位

北アルプス広域連合
連合長 柳原 健

このことについて、次のとおり質問がありましたので回答いたします。

質問 番号	質問	回答
1	令和6年度決算において、定員の変更はいつだったのか。また、定員の変更により職員数に変化はあったのか。	定員変更は、令和6年9月30日までが50床、10月1日より42床。 職員数は42床へ縮減するにあたり、配置基準に基づき、看護師が1名減（病院へ移動）介護員2名減（広域所管施設へ異動）。
2	短期入所との定員の関係はどうか。またデイケアの定員はどうなっているのか。	短期入所は30日を超えない利用とし、数日から数週間の利用が主な利用の方法となっている。短期入所定員は別には設けず、入所定員の空床を利用している。デイケアには変更はなく、24名のままである。
3	要項P4の職員の処遇の中に、医師の派遣に関する記載がないため、先日の打合せ時に確認させていただいたところ、引き続き医師の派遣は可能との事であったが、それで間違いはないか再度確認をしたい。また、医師の派遣についても、他の職員同様に3年を限度とするのか確認をしたい。	「要項P4の職員の処遇の中に、医師の派遣に関する記載がない」ことにつきましては、あくまでも広域連合発出の公募要項であることから広域連合の責務とする部分のみの記載としています。 お尋ねの「医師の派遣」につきましては、今後優先交渉者決定後の協議により確定するものと考えておりますが、大町病院

		への今後の医療職確保に係る相談においては、これまでの意見交換において情報交換させていただいた通り、大町病院からは今後も派遣継続は可能であるとの回答をいただいています。 「医師の派遣についても、他の職員同様に3年を限度とするのか」につきましては、 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の第三条におきまして派遣期間が決まっています。 （職員派遣の期間） 第三条 職員派遣の期間は、三年を超えることができない。 2 前項の期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、派遣先団体との合意により、職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができる。
4	医師の派遣に係る費用についても、できる限り現状維持していただけるようお願いしたい。	医師の派遣に係る費用についても優先交渉権者決定後、ご要望も踏まえながら協議により確定していくものと考えております。